

第2回守口市立認定こども園の民間移管に伴う 認定こども園運営者選考委員会	
開催日時	令和7年11月6日（木）午前10時から
開催場所	守口市役所 6階 教育委員会会議室
議題	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題</p> <p>守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査</p> <p>(3) その他</p> <p>今後の会議日程等について</p> <p>(4) 閉会</p>
出席者	出席委員（7名）

（1） 開会

（委員長） 本日の出席人数の報告を願う。

（事務局） 本日の出席者は定数7名中7名。

（委員長） 守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会規則第4条第2項の規定に基づき、会議は成立。

○ 配付資料確認 （省略）

（2） 議題

【守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査】

（委員長） 本日の議題「守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査」を行う。

まず、事務局より、第1回選考委員会で審査をした資料等について、説明をお願いする。

（事務局） それでは、資料8-1募集要領（案）、資料8-2諸条件（案）について説明させていただく。

こちらの資料は、前回の第1回選考委員会で提出しており、内容について、審査をしていただいたところである。委員会の中でいただいた意見について、修正、反映をさせていただいており、その他、表記の変更や内容の補足など軽微なものについて、事務局で修正を行った。これらの変更箇所に網かけをして強調しているので、その点について説明させ

ていただく。

まず、資料8－1募集要領（案）から順に説明させていただく。4ページの「6.土地・建物等について」であるが、後ほど説明させていただく選考基準の項目に合わせて文言を修正した。また、御意見いただいた土地の使用料の基準額の提示等については、価格が固定的になる恐れや提案の自由度が損なわれる可能性があるため、募集要領には、無償の場合は0点とする評価方法を記載し、事業者から提案を受けたいと考えている。採点するにあたっての評価段階のレベル感の説明等については、書類選考の際に行いたいと考えている。

次に5ページの「11. 民間移管に伴う助成制度」の内容で、引継ぎ保育の助成の金額の目安の提示についての意見については、参考として、今年度に民間移管した市立外島認定こども園の引継ぎ保育に係る補助金の予算額957万円を記載した。併せて、本市議会の議決を条件とする旨と一部、文言修正を行った。

次に6ページの「12. 公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定について」、⑦その他以下の事項の3つ目について、御意見いただいたとおり、人的体制を整える旨の文言を記載した。

募集要領（案）の修正は以上である。

続いて、資料8－2諸条件（案）についてである。まず2ページの「4. 園運営・事業内容に関すること」の（3）障がい児保育についての内容について、御意見のあったとおり、「ニーズに応じた」という文言を記載した。次に3ページの「6. 保護者負担額の費用等に関すること」の保護者負担の発生について、意見のあったとおり、基本は新たな費用が発生しないよう努めていただき、やむを得ず発生した場合には原則法人負担していただくよう文言を修正した。

次に引継ぎ保育の記載について、丁寧な説明を、という意見について、応募にあたっての参考、また決定した法人の保育士確保のイメージとなるよう、4ページの「8. 移管準備に関すること」の（4）引継ぎ保育についての文言の下に本市が考えている引継ぎ保育のイメージを表で示させていただいた。本市で考えている引継ぎ保育のイメージとしては、令和8年度の当初から12月までは、園長予定者や園長を補佐する副園長等に、園全般の運営に関する事項を中心に引継ぎを行いたいと考えている。また、当該期間での引継ぎ保育の実施日については、行事日などを中心に月の数日を実施したいと考えており、1月から移管直前の3月までの間には、実際に各クラスの教育・保育や子どもの状況を中心に引継ぎや共同保育を行いたいと考えている。

引継ぎ保育は、園を利用する児童やその保護者の不安を少しでも和らげ、より円滑に移管を進めることを目的とすることから、実際の教育・

保育の引継ぎを1月からと予定はしているものの、それより早くに引継ぎ可能な職員がいるようであれば、当該引継ぎを妨げるものではない。引継ぎ保育の実施にあたっては、決定した移管法人の職員の確保状況等を踏まえながら、しっかりと取り組みたいと考えている。

諸条件（案）の修正は以上である。

続いて、募集時に掲載する、参考資料の修正及び追加資料について、説明する。まず「資料15 にじいろ認定こども園実費徴収」であるが、次年度の徴収予定額に一部変更があったことから網かけ部分について、修正した。

次に「資料6 にじいろ認定こども園職員体制表」であるが、第1回の選考委員会において職員の水準等についての考え方の質問をいただいたこと等を踏まえ、募集にあたり、にじいろ認定こども園の職員体制表を示し、移管後の職員体制をイメージしていただくため、参考資料として併せて掲載するものである。

参考資料の説明は以上である。

(委員長) ただいま説明のあった内容について、何かお気づきの点があればお出しitいただきたいが、いかがか。

(各委員) (異議なし)

(委員長) 特に意見はないようであるので、ただいまの説明については、これで確定したいと思うがよろしいか。

(各委員) (異議なし)

(委員長) 確定とさせていただく。

次に、応募する際の申請書類及び法人を選考し、移管法人候補者を決定するための選考基準等についての審査に入りたいと思う。事務局より説明をお願いする。

(事務局) ~「資料3 公私連携幼保連携型認定こども園事業運営者申請書（案）」、「資料2 【別紙3】守口市立にじいろ認定こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧（案）」、「資料1 【別紙2】守口市立にじいろ認定こども園運営者選考基準（案）」、「資料4 （様式1）にじいろ認定こども園の民間移管に係る現地見学について（案）」、「資料5 （様式2）質問票（案）」について説明~

(委員長) 何か意見や質問があればお願ひする。それぞれ、御専門の立場を生かして、お気づきの点をお出しいただければと思っている。

(委員) 資料3の様式4-1「教育・保育の理念、方針」の基本理念のところで、あえて特別支援について書かないでおいて、そこに触れて来られるかという見方もあるが、どちらかというと、特別支援に関しての理念も書いていただけるほうが候補者の考え方というのが比較しやすいと思う。口頭で説明されるときに特別支援教育の理念についても触れてください、という感じでもいいかと思うが、文言化するか、説明のときに特別支援の理念も書いてというふうにお願いするか、どちらかをお願いしたい。

次に、5-1「組織計画書」の配置についての考え方で、できれば特別支援教育コーディネーターを指名しなさいと国が言っているので、職員の配置として、特別支援教育コーディネーターの指名についても触れていただくようお願いできればと思う。

次に、5-4、人材育成の点に関しても、特別支援に関する研修をどのようにされるのかということを触れていただけるといいかと思う。

次に、様式7「安全対策・危機管理体制」について、非常時（事故・災害）に対する安全対策、あるいはヒヤリハットのところで、例えば、新しく発作のある方が入園された、新しく胃ろうをされている方が入園された、というふうに新しい方が入ってこられたときには、その子どもさんに合わせたヒヤリハットを隨時提出してください、というような文言があるといいと思う。ヒヤリハットではないかもしれないが、危機管理体制をその都度出してくださいということをお願いできればと思う。

また、様式9の障害のある児童や特別な配慮・支援が必要な児童（医療的ケア児を含む）に書いていただきてもいいかと思うが、職員の研修計画、特別支援に関する研修計画、こちらかさつきのところかどちらかに、特別支援の研修をどうされるのか、どのように考えておられるのかしっかり書いてもらったほうがいいと思う。

(事務局) 今、委員に御指摘いただいたとおり、様式9に一定書いてはいるが、枠にも限りがあり、各内容、例えば特別支援に関する研修等についてどう考えられているのかということは、人材育成の項目に記載があったほうがより分かりやすいと思う。他の委員の方々の意見も確認させていただきながら、障がいのある児童等の考え方、計画も含む、等の文言にして、法人も現状、そういったお子さんも受け入れられていると思うので、法人のノウハウがどういったものなのかということも一定見えてくるので、今、意見をいただいたところを変更したい。また、ヒアリングで

も不足部分は聞けるが、時間に限りもあり、各分野からの質問もあるので、できる限り確認したい内容は資料に記載いただきて、それ以外で、この部分はもうちょっと詳しく確認したいというところは、追加資料も請求できる形にはなっている。

(委員長) 資料 1 の選考基準は、応募者にお示しするのであったか。

(事務局) 資料は全てお示しする。

(委員長) つまり、今、委員がおっしゃった障害のある児童や特別な配慮の必要な児童のところに傾斜があるということは分かるということか。

(事務局) そのとおり。最終的に確定した基準はお示しさせていただく。

(委員長) そうであれば、今あったように明記していただきて、当然、質問をすれば、それはしますとおっしゃると思うので、文言上も残していただきたほうがいいかと思う。例えば、こども園教育・保育要領を踏まえたものは当然であるが、併せて、特別な配慮や支援の必要な児童に対する考え方も含めてとか、そういうふうな意図があれば、こちらの文言上でも確認ができるので、支援の必要な子どもに関わる部分はそのようにしていただければ、それぞれの園の基本的な考え方方が分かるかなと思うので、今の委員の意見をぜひそのような形でと思う。

ほかの委員も、こういう項目があると、審査をするときによく分かるというのがあればお出しeidtadkといいかと思う。

私から 1 点確認させていただきたい。様式 10 「食育及び給食提供の考え方」について、例えば、園における食育についての考え方で、栽培、またそのクッキング活動などを通じて、ということを書かれる園があると思うが、市としては、特に食に関しての制約はないのか。自治体によっては、栽培したものをみんなで共有はするが、実際の食を提供してはいけないという自治体もある。守口市としては、例えば、栽培活動や園外活動で収穫したものは、クッキングをして実際に子どもたちが食べることに何も制約はないのか。

(事務局) サツマイモなどの栽培したものはクラスで検食や保存をきちんとしながらクッキングをしている。その他の野菜、茄子とか給食に入れていただけるものは、子どもたちが給食室に持つていって、給食の食材に足していただいているので、特に制約は設けていない。

- (委員長) 承知した。もし市の方針と違うものをしてこられても困るので、収穫したものは、給食や子どものクッキングなどに活用しているということを理解した。
- ほかの委員いかがか。それぞれの立場でお気づきの点があれば。
- (委員) 様式 12、13 で、前回もお話しさせてもらったが、小規模園からの受入れを増やしていただきたいと強く思っているところである。その中で、小規模園との連携や、連携するにあたっての園同士の交流なども地域の子育て支援のところに含まれるかと思うので、そういう一文を書いてもいいかと思う。多分、守口市は、小規模とこども園の交流を積極的にされていると思うが、今回、守口市に限らず、近畿地方の中からの選考になるので、可能であれば、そういう一文があればいいと思う。
- (事務局) 御意見をいただいた小規模保育園からの受入れ、連携について、内容がないので、どこの部分が望ましいかなど、一度検討させていただく。
- (委員長) 例えば、様式 4－2 に、米印で、3歳児での転園も考慮した設定としてくださいというような一文が入るだけでも、ある程度、メッセージにはなるかと思う。委員の趣旨としてはそれが一文入るだけでも、まず定員設定のところで一旦考えていただけるかと思うので、検討いただければと思う。
- (委員) 様式 5－5 「不適切保育などへの対応」で、経験年数もいろいろ違う職員の方もいらっしゃるので、定期的な研修というのがすごく必要だと思うので、研修計画か何かもあればと思う。
- (委員長) その点、事務局いかがか。今、おっしゃっていただいたところは、非常にデリケートな部分であるので、隨時提案していただくといいと思うが。
- (事務局) 様式 5－4、人材育成で研修の内容等は書いていただくが、一般的にはいわゆる人材育成があつたりすると思うので、その部分については、こういったことを含むと明記した上で、具体的な内容をお示ししたほうが採点しやすいという意見でよろしいか。
- (委員) そのとおり。
- (事務局) 5－4 の添付資料で研修計画を提出いただくが、不適切保育の取組に

ついても分かる形で文言等を追記させていただく。

- (委員長) 委員がおっしゃったのは、未然に防ぐための研修を検討するだけではなく、定期的な見直しであったり、もし、発生あるいは危険があったときからの最後の研修ということも含めてか。
- (委員) 含めてである。園長先生がどれだけ聞き取りをできているかなど。
- (委員長) 定期的なヒアリングがあつたり面談だったりも含めてということか。
- (委員) そのとおり。
- (委員長) 研修計画に関しては、特別支援、不適切保育、あるいは虐待に関わるものも含めて、総合的に研修を行い人材育成をしていくということで、表現を変えていただくように。具体的な事案があれば、どのように対応したか、どういうふうな内容でしているかなど、できるだけ詳細に書いていただくと分かりやすいと思う。
- (委員) すごく形式的な話であるが、様式のA4サイズ1枚物を2枚にするなどの枠の拡大は認められるのか。
- (事務局) 特に問題はない。
- (委員) 拡大してもいいというのは、どこかに書いていたか。
- (事務局) 具体的に、行が想定し得る部分については、複写して作成してください、などと記載している。申請書はワード形式で提供し、最終的に各委員には印刷された紙媒体を見ていただく。
- (委員) どの資料も、その取扱いか。
- (事務局) そのとおり。
- (委員) そうしたときに、例えば様式9であれば、障がいのある児童が1ページ丸々あって、アレルギー症状と特別な配慮が2分の1で、支援の必要な家庭が丸々1ページというような形になっており、何となく分量的にはそれに誘導されてしまうという面もある気がするので、特段、重み付けがないのであれば、アレルギー症状と特別な配慮・支援も1ページに

して、分量的な誘導がないような形にしたほうがいいのではないか。採点表を見ても全部 1.5 倍の項目になっているので、応募法人が誘導されないように配慮をしていただいたほうがいいかと思う。

また、この選考基準（案）であるが、 $\times 1.5$ とか $\times 0.5$ とかの係数も含めて全部公開をするということか。

(事務局) そのとおり。

(委員) $\times 0.5$ になっている 6－1 「教育・保育計画等」は、参考程度だと先ほど説明いただいたが、内々で $\times 0.5$ の採点をするということであればいいが、係数が表に出てしまうと、「教育・保育計画等」が軽視されないか。係数が出るという前提であれば 1 でもいい気がする。

(委員長) 様式の枠が同じ大きさでもよいのではないかという点と、係数が出てしまうと、 $\times 1.5$ が強調されていることは分かるが、 $\times 0.5$ の部分が軽視されていると感じてしまうのではないかという点について、いかがか。

(委員) 点数だけ 5 点と記載されていれば、軽視されている印象はない気がする。

(委員長) 「教育・保育計画等」の点数が低いということがあらわになる必要はない。5 点となっていて、合計点の中の 40 点というのは別に構わないが、 $\times 0.5$ となっている必要はないかもしない。係数の明示がなくても、プレゼンテーションは 50 点分ということが分かれば大丈夫ではないかと思うが、その点いかがか。点数の配分を変えてほしいというわけではなく、表示の仕方だけである。

(事務局) 枠の大きさについては内容を見ながら、体裁を改めてお示しさせていただく。

もう一点、選考基準の係数については、基本的に、大項目、中項目、審査・評価項目の全て、民間移管に当たり、公立の教育・保育の引継ぎなど、必要なところを委員に見ていただきて、より優秀なところにお願いするというところである。「教育・保育計画等」は、もともと案としては全体的なところで、係数を $\times 0.5$ としていたが、内容としては必要な部分ではあるので、各委員がよければ、係数をなくし 10 点とさせていただきたい。

- (委員長) 委員いかがか。参考程度であり、教育・保育計画は幾らでも参考にするものがあるので、それが全て保育に反映されているかどうかは別であるが、きちんと提案いただくという意味では、合計点は端数になってしまふが、 $\times 0.5$ をせずに、10点とすることでいかがか。
- 基本の部分が書けているかどうか、参考に見るということで、「教育・保育計画等」の $\times 0.5$ を変更し、10点でいこうと思うが、皆さんよろしいか。
- (各委員) (異議なし)
- (委員長) では、 $\times 0.5$ がなくなったので、どこが強調されているかということだけになった。
ほかの点、いかがか。
- (委員) 選考基準で、最低点を設定されているが、応募のあった法人が、どこも、最低点を満たさないというような事態があればどうするのか。最低点を設けることがいいのか悪いのか、検討いただけたらと思う。
- (委員長) 5割という基準で最低点を設定しているが、いかがか。
私も併せてもう一つ、他市の場合、1項目ごとが5割を超えた上で、全体が6割を超えるというような自治体もある。今、委員がおっしゃつたように基準を超えない法人が出てくるかもしれないが、選考委員として、どれぐらい取っておいていただきたいか、最低点を設定することや、最低点の基準についていかがか。
- (事務局) 最低点の考え方についてであるが、移管後は、公立の教育・保育を引き継ぎながら、障がい児の受け入れなどをお願いすることになる。施設の法的な部分、財務部門などもそうだが、移管後の運営が難しいところにお願いすることはできないので、ボーダーとして5割以上とし、評価段階としては、10点、8点、5点、2点、0点といった5段階としている。6割以上という御意見もいただいたが、評価段階が1から10点とかであれば、6割以上も一つかなと思うが、細分化し過ぎると煩雑になるかなというところで、一定、案としては、10、8、5、2、0点で、相対的に、複数者来た場合に、より提案に対して評価を分かりやすくするような案としているが、各委員の御意見をいただきたい。
- (委員) 承知した。

- (委員長) 皆さん、いかがか。今、お話があつたように、安定的に、継続的に保育をしていただくということで、5割は獲得をしてほしいという思いがあり、確かに全部が普通になると6割にならないので、今回、「普通」がある程度ちゃんとできているということで5点になっている。特に優れているわけではないが、基準を割っていないという意味での「普通」なので、5割となっているがよろしいか。
- (委員) この「普通」というのが、合格点という意味の「普通」であれば、5割というのも納得できるかなと思った。
- (委員長) 採点のときに、そのお話があると思うが、基準をクリアしている、あるいは移管したときに実施できるであろうというところは5点になり、特に優れた提案に関しては、8点とか10点とかつけていただく。基準をクリアしているかどうかのところを5割とすれば、全てがクリアをしているということにはなるかと思う。
- この評価基準と最低点でよろしいか。5割を超えているということは、移管して実施をしていただくことができるという意味で5点ということにさせていただく。
- 最終は平均点とおっしゃったか。
- (事務局) そのとおり。
- (委員長) 承知した。
- ほかの委員、いかがか。かなり採点や業務に係るものをしていただいたが、よろしいか。
- 全体のところで事務局から追加することは特にならないか。
- (事務局) 様式14「土地の使用料」についてである。本市のにじいろ認定こども園を運営していくにあたり、土地の使用については有償又は無償で賃貸借契約を締結することとするが、使用料と、その払い方を応募法人から提案いただき、それを委員さんに選考いただく。先ほど募集要領の修正のところで御説明させていただいたが、無償の貸付の場合は0点と示している。第1回選考委員会で委員から、事業者の提案にあたって指標があったほうが提案もしやすいのではないかと御意見いただいたが、募集要領はあくまで最低点を周知しており、それ以外の部分で事業者が提案しやすいような内容を記載したほうがいいかと考えている。こちらには、評価段階を5段階とする現状の案を記載しているが、先ほど御説明させていただいたように、具体的に、10万円以上、50万円以上と示してし

まうと、提案の自由度が損なわれるということが考えられるので、例えば3者から提案があった場合、最高金額を基準として、最高金額を提案したところに10点を付して、あとはその比率や按分で計算しながら、土地の使用料に関しては10から0点の間で、と考えている。その辺りについて、この場で御議論いただきたい。

(委員長)

ただいま、補足でお話しいただいた部分についてどうか。あまり明記してしまうと、提案の自由度が損なわれてしまうということ、基準はあったほうが提案はしやすいのであろうが、やはりそれぞれの考え方を出していただくということで、あまり明示せず、提案された段階で、その金額に応じた評価点としていくということで御提案があったが、それで構わないか。

(委員)

おおむねの考え方とすることでもいいのかなと思うが、1つは市が第三者に使わせている場合の使用料が、大体相場として面積当たりどれぐらいかっていうのが多分あると思うので、それで出したときの、この園の敷地の使用料が、守口市が貸している相場で考えたらどれぐらいになるのか金額を出していただいて、それをベースに8点にするのか、5点にするのか、10点にするのかというのも1つかと思った。

(事務局)

先ほど御説明した土地の使用料についてであるが、説明させていただいたように2通りの考え方があり、いわゆる絶対的評価で、例えば20万円だと10点、10万円だったら5点といった形での評価と、相対的評価で、例えば、最高金額に対しての割合をもって配分する、つまりは、例であるが、100万円という形でされると10点、20万という形でもう一者が出されると、これは2点というような考え方である。

絶対的評価の部分でお示しすると、先ほど、事務局から説明があったように、価格が固定的になる恐れや提案の自由度が損なわれるということで、例えば、20万ありき、10万円ありきというような形にはなってくると思う。

現状、本市でプロポーザルをしている過去の事例で申し上げると、土地の使用料については、いわゆる相対的評価でお示ししているところである。事実、本市の規則等々に基づいて算出すると、月額130万円程度になってくるということで、かなり大きな金額になってくることから、そちらに誘導するような形というよりも、むしろメインとしては、公立認定こども園をいかに民間にスムーズに移管するとともに、サービスの充実を図っていくというところが主眼となってくるので、参考として130万という数字が出ると、何か高い金額のほうがより誘導するよ

うな形。もしくは、10点というような制限の配分はあるが、そういう部分で、いわゆる相対的評価の部分で一個というのも1つの考え方かなというふうに思っている。

(委員長) 確かに応募者からすれば、市の目安が分かったほうが書類は提出しやすいが、そうするとどうしても数字は目安、相場に近づけるような形になりやすく、法人ごとの考え方は出てきにくいということもある。金額の大きさだけに目が行くのも適切ではないということで、今回は金額を示さずに出てきた金額で、とお話があつたが、それでよろしいか。

(委員) 具体的な金額を示さないことには賛成である。

(委員長) 問い合わせがあった場合には、市の相場をお話しするのか。

(事務局) 先ほど説明させていただいた計算、最高の提案があった法人については満点というところは、この基準にお示しさせていただき、委員に見ていただこうかなと思っているので、そこで法人も納得感が出てくるかなと思う。

また、本市として示せるのは、規則での計算や、公表されている路線価などが考えられる。質問があれば、内容に応じて回答させていただく。競争性も働き、また各法人において提案いただいた金額で最終的に計算ができるような形で、不公平のないようにさせていただきたいと思っている。

(委員長) 今、御説明いただいたような形で対応いただく。
ほかの点、よろしいか。

(委員) 資料5の質問票であるが、先ほどのお話だと、質問内容と回答をホームページで公表されるとおっしゃっていたが、質問票のどこかに質問内容と回答はホームページで公表しますということを書いていたか。

(事務局) 募集要領には記載している。

(委員長) 面談でのお問合せはできないというふうに書いていただいているので、回答についてはこういうふうに行うというのもあれば、記載していただくようにお願いする。

ほか、いかがか。いろいろな意見があったので、事務局で再度整理をお願いする。

次に、修正等を含めた今後のスケジュールについて説明願う。

(3) その他

【今後の会議日程等について】

(事務局) まず、今後の募集スケジュールであるが、本日、御意見のあった内容に修正を行い委員の皆様に確認いただいた上で、その後、法人の募集を行う。なお、修正が必要な部分については、すぐに修正を行い、委員の皆様には最終案をメールにて送付させていただく。

募集要領の「14. 応募方法」に記載のあるとおり、募集要領等の配布期間は 11 月 11 日火曜日から 12 月 16 日火曜日までとする。募集要領等の配付方法については、こども施設課及び本市ホームページにて公開し、周知する。

また、希望される法人に対しては、にじいろ認定こども園の施設見学を 11 月 26 日水曜日から 12 月 2 日火曜日までの間で実施する予定にしている。

次に民間移管に関する募集について、法人からの質問の受付期間は、11 月 11 日火曜日から 12 月 8 日月曜日午後 5 時までとし、様式 2、質問票に記入の上、提出していただき、回答内容は、随時、本市ホームページにて公表する予定である。

次に応募書類の受付期間は、12 月 1 日月曜日から 12 月 16 日火曜日午後 5 時までとしている。

募集の主なスケジュールは以上となり、今後の会議日程であるが、第 3 回選考委員会は、法人の募集が終了してから実際に書類審査やヒアリングを実施する令和 8 年 1 月 30 日金曜日または 2 月 11 日水曜日に開催する予定にしている。詳細については、募集期間終了後に事務局にて調整させていただき、各委員の皆様にお伝えさせていただく。

(委員長) 事務局から、今後のスケジュールについて、説明があったが、何か質問はあるか。

(委員) 現地見学について、申込みを開始するのは、11 月 11 日火曜日からであるか。質問については、11 月 11 日火曜日からと書いてあるが、現地見学については、11 月 25 日火曜日正午までに、としか書いていない。

(事務局) そのとおり。

(委員) 25 日火曜日正午までに申し込んで、翌日の 26 日水曜日が指定される可能性もあるのか。

(事務局) 基本的には、申込みのあった段階で、園の現場の状況も鑑みて調整する。

(委員) そうであれば、早めに日が決まるほうが事業者にとってはありがたいと思うので、終わりの日だけ書いておくのではなく、開始の日も書いておくほうがいいのでは。

(事務局) 募集要領を修正し、最終版を共有させていただく。

(委員長) 締切後ではなく、申込みが来た段階から園と隨時調整するという趣旨であれば、早く申し込んでいただけだと、適宜、調整もしやすいと思うので、申込み期間は示していただくようにお願いする。

ほかの点、いかがか。

特になければ、本日の案件は終了したので、会議を閉会する。長時間にわたり審議いただきありがとうございました。

(4) 閉会